

官公需適格組合の活用を！

わが国の中小企業は、企業数で99.7%、雇用者数では71%を占め、産業のあらゆる分野において活躍しており、経済社会の“活力の源泉”となっています。特に地域社会においては、伝統産業や地場産業等の地域産業集積の基盤となり、雇用の場の提供のほか、地域コミュニティの推進や地域文化の継承等においても重要な役割を果たしています。

中小企業の振興策としては、金融面や税制面による経営基盤強化のための支援、補助金による技術開発支援等がありますが、中小企業が製造している製品や提供しているサービスの需要を拡大していくことも非常に効果的な支援となります。

こうした考え方から設けられたのが『中小企業者の官公需受注機会増大のための支援策』です。官公需とは、政府や地方公共団体が社会インフラの整備や行政事務の推進のために行う工事、物品やサービスの購入のことで、平成20年度において国等の機関（各省庁と公庫、独立行政法人等）では、82.651億円の発注が予定されています。

そこで国では、これらの官公需を中小企業が受注し、経営の強化に役立てていけるよう「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）を定め、中小企業者の官公需の受注機会増大に向けて以下のような措置を講じています。

● 官公需法のポイント

- 第1に、国等は物件の買入れ等の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るように努めなければならないこと。また、この場合において契約の相手方として組合を活用するように配慮しなければならないこと。
- 第2に、受注機会増大の努力の方向とそれを裏づける措置を定めた「中小企業者に関する国等の契約の方針」を毎年度閣議決定し、公表すること。
- 第3に、契約の方針の実効を確保するための措置として、各省各庁の長等が毎年度終了後、国等の契約実績の概要を経済産業大臣に通知すること。
- 第4に、経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、当該事業を行う者を相手方とする国等の契約に関し、各省各庁の長等に対し必要な措置を講ずるよう要請できること。
- 第5に、地方公共団体は、国の施策に準じて中小企業者の受注機会の確保を図るための施策を講ずるよう努めなければならないこと。

● 中小企業者の受注機会拡大のため、さまざまな支援策を講じています。

[中小企業基本法]

中小企業の振興・支援について基本的な理念や方針を定めています。この中で、官公需施策は中小企業の経営強化策の一つとして位置づけられ、受注機会の増大を図るよう定められています。

[官公需法]

- ◇国等の発注機関における中小企業者の受注機会の増大に向けた努力と組合等の活用について
- ◇「国等の契約の方針」の作成と公表について
- ◇国等の機関の厚か地方公共団体における中小企業者の受注機会の増大に向けた努力について

[国等の契約の方針]

- ◇情報提供の促進
- ◇官公需適格組合の活用